## 議案第11号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月16日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

## 提案理由

本案は、白井市子ども・子育て会議について子ども・子育て支援法の改正に伴う規定の整理をするとともに、白井市文化センターのあり方検討委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例(平成24年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市子ども・子育て会議の目担任する事務の欄第 1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め、 同表教育委員会の項白井市文化センターのあり方検討委員会の目を 削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第11号資料

○白井市附属機関条例(平成24年条例第24号)新旧対照表

改正案								現 行							
(略)									(町各)						
別表	別表(第2条関係)							別表	(第2条関係)						
執行 機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構 成	定数	任期		執行 機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構 成	定数	任期	
市長	(昭)							市長	(略)						
	白井市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育 て支援法 (平成2 4年法律第65 号) <u>第72条第1</u> <u>項各号</u> に掲げる 事務を処理する こと。 (2) (略)		(開答)	(略)	(細各)			白井市子ども・子育て会議	(1) 子ども・子育 て支援法(平成2 4年法律第65 号)第77条第1 項各号に掲げる 事務を処理する こと。 (2) (略)	-	(照各)	(略)	(略)	
教育委会		(略						会		(略 白井市文化センタ 一のあり方につい て調査審議するこ と。		(1) 学識 を有者 (2) 学番 会員 数関の (3) 機関 職員	人以	調査 審談 がすま で	
				 								機関の			